

父母の離婚後等の子の養育に関するルールについて

令和6年5月17日、民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）が成立しました（同月24日公布）。

この法律は、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定を見直すものです。

この法律は、**令和8年4月1日に施行**されます。

詳しくは、以下のパンフレットを御覧ください。

■パンフレット「父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました」
（令和8年1月改訂）

[（パンフレットPDFのダウンロードリンク）](#)

さらに詳しく知りたい方は、[こちら（法務省HP）](#)